

**柏の葉スマートシティ「AI技術を使ったフレイル予防の可能性検証」事業
の連携協力に関する協定書（案）**

東京大学高齢社会総合研究機構（以下「甲」という。）と柏市（以下「乙」という。）は、国土交通省スマートシティモデル事業である「柏の葉スマートシティ」実行計画の下で、フレイル予防をより効果的に実施するためのAIの効果検証と用途確立に関する学術研究、保健事業・介護予防事業の効率的かつ効果的な実施及びエビデンスを踏まえた政策立案（EBPM：evidence-based policy making）の推進を目指すため、その基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、柏の葉スマートシティ実行計画（令和2年3月策定）に記載されるウェルネス分野の取組4-2 AI技術を使ったフレイル予防の可能性検証（以下「本事業」という。）を円滑に推進し、「先進的技術を活用した民間サービスの実装」、「柏市民の日常の生活の中での健康維持」及び「学術研究の推進」に寄与するため、甲及び乙が相互に緊密な連携協力を行うことを目的とする。

（連携事項・業務の分担）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携協力する。

（1）甲及び乙は、緊密な連携協力を行うため、原則●か月に1回以上の定期的な協議を行い、この事業の進捗状況を相互に報告する。

（2）甲は、乙から提供を受けたデータによりAIによるデータ解析を実施し、甲が設置する有識者等からなる専門家委員会でも専門的な検討を行うなど本事業の学術的な側面を受け持つとともに、フレイル予防効果の高い施策を推進するための仕組みに関わる乙の検討に協力する。

（3）乙は、乙が保有する国保データベース（KDB）データ、特定健診データ及びフレイルチェックデータのうち別表に記載するデータを第5条第2項に規定する覚書に基づいて提供し、予防施策を実施する立場から検証するなど、行政の側面を受け持つ。

2 前項に基づく連携協力の実施にあたっては、必要に応じ、別途申し合わせ等を定めるものとする。

（連絡調整窓口）

第3条 甲及び乙は、前条各号に掲げる事項の円滑な推進を図るため、連絡調整窓口を設置し、連絡調整を行うものとする。

（費用の分担）

第4条 甲及び乙は、第3条に基づいて自己の分担した業務の費用をそれぞれ負担し、両者が共同で行う業務の費用は、別途協議してその分担を決定する。

（情報保護）

第5条 甲及び乙は、本協定に基づく連携協力にあたり、本事業で知り得た情報について、

事前に相手方の承諾を得ることなく、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。

2 甲及び乙は、乙のデータ授受に関する覚書を別途締結するものとする。

3 甲は、本事業の履行について、その一部を第三者に委託する場合には、あらかじめその内容を明らかにして乙の承認を得なければならない。

(有効期間)

第6条 この協定は、締結の日が発効し、その日から実行計画に記載される3年間を有効期間とする。ただし、期間満了の6ヶ月前までに、甲又は乙から申し出がある場合は、この協定の存続期間を必要に応じて更新することができるものとする。

(成果の帰属・利用・公表)

第7条 この事業の実施により得られた成果及び知的財産権等があった場合には、その持分、利用及び公表について、甲及び乙が協議の上、決定する。

(協定の解除)

第8条 甲及び乙は、相手方がこの協定に定める条項のいずれかに違反し、催告後●日以内にこれを是正しないときは、相手方に書面で通知することにより、本協定を解除することができる。

(データの廃棄)

第9条 甲は、前項の規定によりこの契約が解除された場合又は有効期間が終了したときは、研究データを判読・再生不可能な状態にしたうえで廃棄する。ただし、乙から、別途指示がある場合には、これに従わなければならない。

(損害賠償)

第10条 甲は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の損害賠償の額は、甲及び乙が協議して定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定に定めのない事項またはこの協定の条項について疑義が生じた場合は、甲乙が協議の上、決定する。

この協定の証として、本書を2通作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、それぞれその1通を保有する。

令和2年 月 日

東京都文京区本郷七丁目3番1号

甲 東京大学高齢社会総合研究機構

機構長 飯島 勝矢

千葉県柏市柏五丁目10番1号

乙 柏市

市長 秋山 浩保

